

公募型プロポーザル 実施要領に関する質問回答書

令和 6 年 9 月 12 日

業務名：網走市番号発券システム導入及び運用業務

番号	頁番号等	質問内容	回答
1	実施要領 P.3 7 参加表明書の提出等 (1) 提出書類及び提出部数 I	配置する業務担当者等の他自治体における類似業務実績の意味合いについて、今回の貴市の本事業に関わる当社参加者における類似実績を 1 人毎に表記（様式 4 に記載）するという認識ですが、認識に相違ございますでしょうか。	本業務を担当される方の類似実績について記入いただくものです。 担当者が複数いる場合には、ご認識のとおり 1 人毎にご記入ください。
2	実施要領 P.5 10 評価方法及び提出書類 (5)作成上の注意事項 I	法人名を推測できる表現を入れないことという意味合いについてどのような表現の場合に該当するかの意味合いかをご教示のほどよろしく願いいたします。 (商品名は記載不可など。 一部の事業内容で会社を推測されることがあります為)	法人名は入れないようしていただき、商品名などから法人名を推測できる場合においても記載しないようお願いいたします。
3	実施要領 P.5 10 評価方法及び提出書類 (5)作成上の注意事項	企画提案書のページ数・文字フォントの大きさなどの制限ないと認識しておりますが認識に相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	実施要領 P.5 10 評価方法及び提出書類 (6)ヒアリング審査等	デモを行う場合、デモ機材を持ち込みセッティングする必要がありますが、デモ機の準備時間は別途猶予いただけるという認識でよろしかったでしょうか。(持ち時間 35 分とは別との認識) 最低約 15 分程度必要になる想定。	セッティング時間については、持ち時間に含みません。
5	実施要領 P.7 13 契約に関する基本事項 (3)契約書作成の要否	作成を要するという表記となりますが、受託者が契約書を作成するという認識でよろしかったでしょうか。その場合、当社雛形の契約書となりますが問題ありませんでしょうか？	「作成を要する。」という表記は、本業務の契約について、契約書を作成するという意味であり、受託者が作成するという意味ではありません。どちらが作成するかは別途協議によって決定します。
6	実施要領 P.7 13 契約に関する基本事項 (4)委託金額の支払条件	前述で 5 年での契約（履行期間：令和 12 年 2 月末まで）と認識していますが、導入費・運用保守費・WEB 機能費（5 年分）を設置後にまとめて一括のお支払いであるという認識に相違ございませんでしょうか。 (例) 令和 7 年 2 月に検収完了→設置後 30 日以内に支払（5 年分含む）	ご認識のとおりです。